

伊 奈 町

町営住宅入居者募集要領

■ 令 和 8 年 9 月 ■

●受 付 期 間 令和8年9月7日(月)～9月25日(金)

午前8時30分～午後5時15分 ※ 土曜日・日曜日は除きます。

●入 居 時 期 令和8年11月予定

《問合せ先・申込み先》

◎伊奈町都市計画課 都市計画係 TEL048-721-2111◎

(内線2424)

《募集する住宅について》

町営住宅の名称	志久住宅
住所	伊奈町大字小室5392番地
構造	鉄筋コンクリート造 3階建（エレベーター1基）
建築年月	平成23年2月新築
形式	2DK
募集戸数	1戸（204号室）

※ 町営住宅とは、公営住宅法等に基づいて、住宅に困窮されている低所得者の方に賃貸する住宅です。入居後は毎年、収入申告をしていただき、その結果に基づき家賃額を決定します。

《申込方法及び注意事項について》

- ・受付期間内に必要書類を揃えて提出してください。受付をした方には、資格審査を行い、後日受付票を送付します。
- ・郵送及び代理によるお申込みは受け付けできませんので、本人又は同居しようとする親族（成人）の方が持参してください。
- ・提出していただいた書類は、返却できません。
- ・内覧ご希望の場合は、お問い合わせください。日程によっては、修繕工事のため内覧できない場合もありますのでご容赦ください。
- ・次のようなお申込みについては、受付しても無効となります。
 - 入居資格を満たさない場合
 - 提出書類に不備がある場合
 - 同一人が複数の申込書に記載して申込んだ場合
 - 不自然に世帯分離、または世帯合併している場合（離婚を前提として申込む場合は、入居までに離婚が確定することが条件です。）
 - 申込書に虚偽の記載があった場合（入居後に発覚した場合は退去していただきます。）

※ お申込み後に、記載事項を変更することはできませんのでご注意ください。

《抽選会について》

書類審査後、申込者が多数いる場合は、下記のとおり公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定します。

○日	時	…	令和8年10月9日(金)午前9時30分～
○場	所	…	伊奈町役場 中2階 職員ホール

※ 公開抽選会への出欠は抽選の結果に影響しませんので、必ずしも出席される必要はありません。抽選結果は、役場庁舎前掲示板に掲示します。なお、入居決定者に対しては、町営住宅入居決定書により後日通知します。

※ 入居補欠者とは、町営住宅に空室が生じた場合に、抽選日から1年以内は順位に従い入居することができる方を言います。

1. 入居資格（下記のいずれにも該当している方）

○現に同居し、又は同居しようとする親族がいる方

【単身で申込みできる方】

- 60歳以上である方
- 身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1～3級）、知的障がい者（㊤・A・B・C）に該当する方
- 生活保護法による被保護者である方
- 特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者である方
- ハンセン病療養所の入所者である方
- 配偶者又は生活の本拠を共にする交際者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、又は、裁判所から保護命令を出されてから5年を経過していない方

上記のいずれかに該当する場合でも、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅において常時の介護を受けることができない、又は受けることが困難であると認められる方は除きます。

○町内に1年以上住所を有し、かつ、町税を滞納していない方

○現在、住むところに困っている方

※入居予定者が家を所有している場合は、入居までに売却等ができることが条件です。

○暴力団員でないこと（入居予定の親族も含みます。）

※暴力団員でないことを確認するために警察署に意見を聴くことがあります。

○世帯の収入月額が基準内である方

入居しようとする世帯の収入月額が158,000円以下であること。

ただし、次に該当する方（裁量世帯）が、現に同居し、又は同居しようとする親族がいる世帯は214,000円以下まで緩和されます。

【裁量世帯の方】

- 身体障がい者（1～4級）、精神障がい者（1、2級）、知的障がい者（㊤、A、B）に該当する方
- 入居しようとする方が60歳以上であり、かつ、同居しようとする方のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方
- ハンセン病療養所の入所者である方
- 小学校就学前の同居者がいる方
- 激甚災害法適用による災害発生で、住宅を滅失してから3年未満の方（災害発生日から3年を経過した後は、158,000円以下）

※ 被災市街地復興特別措置法第21条又は福島復興再生特別措置法第40条に規定する被災者の方は、入居資格が異なりますので別途ご相談ください。

※ 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は、入居資格が異なりますので別途ご相談ください。

優遇措置について

下記のいずれかに該当する方は、抽選時に優遇措置が受けられます。申込み時に、該当する事項を証明する書類を提出してください。

- ① 配偶者のいない方で、現に20歳未満の子を扶養している方
- ② アからエまでのいずれかに該当する方のみと現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の方
 - ア 配偶者
 - イ 18歳未満の親族
 - ウ おおむね60歳以上の親族
 - エ ③のいずれかに該当する親族
- ③ 身体障がい者(1～4級)、精神障がい者(1～3級)、知的障がい者(㊤・A・B・C)に該当する方
- ④ 上記③のいずれかに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする方

2. 提出書類

○町営住宅入居申込書

※ 必ず日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。

○申込書に添付する書類

必要書類

- ① 入居予定者の住民票(続柄のあるもの)
 - ※ 申込前3か月間で世帯に異動があった方は、最新の住民票をご用意ください。
- ② 令和8年度の所得を証明する書類(課税・非課税証明書)および令和7年分の源泉徴収票(年末調整済みのもの)
 - ※ 申込時点で中学生以下の方を除いて、入居を予定している方全員分が必要となります。
 - ※ 令和7年1月以降に就職された方は、勤続月数から推定年間収入金額を算出します。
- ③ 令和7年度の納税証明書(町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税)
 - ※ 申込時点で中学生以下の方を除いて、入居を予定している方全員分が必要となります。
- ④ 現在住んでいる住宅を証明する書類(賃貸契約書、家屋の固定資産評価証明書等)
 - ※ 証明書等の町長が発行した書類は、3か月以内に発行されたものに限りします。

状況により必要な書類

- ① 身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者の方は、それぞれの手帳の写し
- ② 生活保護を受けている方は、生活保護決定通知書の写し
- ③ 海外からの引揚者の方は、引揚証明書
- ④ ハンセン病療養所入所者の方は、療養所に入所していることを証明するもの
- ⑤ 配偶者又は生活の本拠を共にする交際者からの暴力被害者の方は、婦人相談所や裁判所からの保護を受けたことを証明するもの(婦人相談所の一時保護証明書、裁判所の保護命令書等)
- ⑥ 婚約中の状態で申込まれる方は、婚姻予約確認書
- ⑦ 入居までに離婚が確定する方は確定後の戸籍謄本、離婚訴訟又は調停中の方は裁判所発行の事件係属証明書(入居日までに提出していただきます。)
- ⑧ 家を所有している方は、家の売却証明書(入居日までに提出していただきます。)
- ⑨ その他、状況により町長が必要と認めるもの

町営住宅の入居にあたって

○ 敷金について

町営住宅の入居決定者となった段階で、敷金を納入していただきます。

なお、敷金は家賃額の3か月分です。

※ 敷金は、入居後3か月分の家賃としてお預かりするものではありません。退去の際に未納家賃等がない場合は、返却できることがあります。

○ 緊急時等連絡先について

町営住宅に入居するには、緊急時等連絡先(1名)が必要となります。「町営住宅入居請書」には、本人の署名とは別に緊急時等連絡先となられる方が署名してください。なお、その方の本人確認書類の写しを預かってください。

○ 設備機器等について

・ガスはプロパンガスとなります。

・エアコンは設置されていません。

・テレビはケーブルテレビとなります。

・希望者は、安否確認システムへの加入が可能です。加入する場合は、申請書を提出する必要があります。なお、システム利用に関する費用は入居者負担となります。(場合により、町の補助を受けられる可能性があります。)

※ 安否確認システム:各部屋に取り付けられた人感センサーが、人の動きを検知し、入居者の安否を確認します。

○ 駐車場について

町営住宅の駐車場を使用する場合は別途お申込みのうえ、月額3,000円の駐車場使用料が必要となります。また、駐車できる車は1台のみです。(保証金(3か月分)が別途必要となります。)2台目以降の車は、周辺の駐車場を借りて駐車してください。

○ 入居者の費用負担等について

家賃や電気、水道、ガス等の他に、共益費として月額2,000円を負担していただくこととなります。詳しくは、入居決定後に志久住宅班長に確認してください。

退去時に、入居者の故意、過失等による毀損があった場合は、毀損の程度や入居年数等に応じて、修繕費用を負担していただくこととなります。

○ ペットの飼育禁止について

町営住宅(建物の内外問わず)では、犬や猫などのペットを飼育することはできません。飼っている方にとってかわいい動物であっても、鳴き声や臭いなどで他の入居者には迷惑となり、住民トラブルに発展することがありますので、ご理解のうえお申込みください。

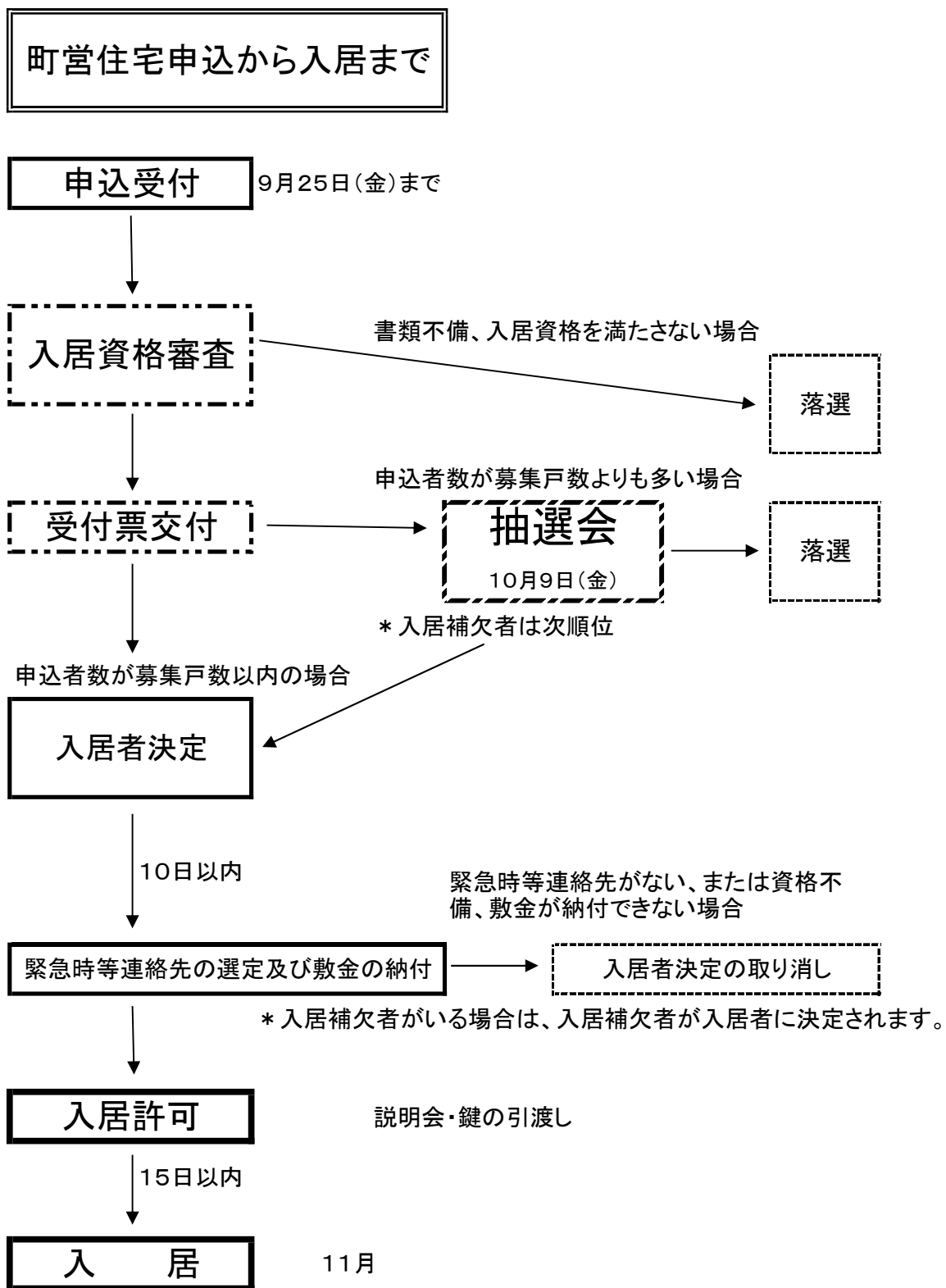
○ 家賃等の納入方法について

毎月の家賃等は、町から送付される納入通知書で役場会計課または各金融機関(納入通知書での納入は、ゆうちょ銀行を除きます。)にて納入していただきます。

※ その他、詳しくは伊奈町町営住宅の設置及び管理に関する条例・同施行規則等に基づいて決定します。

○ 入居後の家賃について

毎年度の家賃は、前年の収入状況や世帯構成、年齢等に応じて変動する可能性があります。場合により、近隣の賃貸住宅と同程度の家賃や明渡しを求めることもあります。



収入の計算方法

- 給与収入、パート収入等から算出する場合(サラリーマン・パート社員などの方)
⇒年間所得金額から計算します(源泉徴収票「給与所得控除後の金額」欄が年間所得金額です。)
- 年金所得・給与所得・事業所得等から算出する場合
(年金所得がある方、小売業・サービス業・農業などを営んでいる方)
⇒年間所得金額から計算します。

※ 令和7年1月以降に就職または転職した場合

以下の式により、直近の勤続月数の総収入金額から推定年間収入金額を算出します。

ただし、勤続月数において月の端数は切り捨てます。

$$\text{推定年間収入金額} = \{(\text{収入金額} - \text{賞与}) \div \text{勤続月数}\} \times 12 + \text{賞与}$$

年間所得金額と同居親族数を確認し、下表の金額以下であれば収入基準を満たしていることとなります。

ただし、以下に該当する同居者がいる場合は、下表の金額を年間所得金額が上回っても、収入基準を満たすことがあります。

- 16歳以上23歳未満の扶養親族
- 70歳以上の配偶者または扶養親族
- 障がい者手帳の交付を受けている
- 寡婦またはひとり親に該当する

所 得 基 準 早 見 表(年間所得金額)				
収入月額				
一般世帯 158, 000円以下				
裁量世帯 214, 000円以下				
	本人＋現に同居または同居しようとする親族および同居しない扶養親族数			
	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
一般世帯	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下
裁量世帯	2,948,000 円以下	3,328,000 円以下	3,708,000 円以下	4,088,000 円以下

◎ 世帯の所得月額、世帯全員の合計所得額から下記控除額を引き、12で除した金額となります。

	控 除	内 容	金 額 (1人あたり)
1	親族控除	同居する親族、遠隔地扶養親族	380,000円
2	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の方	100,000円
3	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円
4	寡婦控除	所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方 ア: 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族のいる方 イ: 夫と死別してから婚姻をしていない方 ウ: 夫の生死が明らかでない方 (1): <u>ひとり親に該当しないこと</u> (2): 合計所得金額が500万円以下であること (3): 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000円 (所得額27万円未満の場合は、当該所得額)
5	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件すべてに当てはまる方 (1): 生計を一にする子供(所得金額48万円以下)がいること (2): 合計所得金額が500万円以下であること (3): 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000円 (所得額27万円未満の場合は、当該所得額)
6	障がい者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア: 児童相談所などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 イ: 2・3級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ: 3級～6級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 エ: 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで又は第一款症までの方 オ: 入居可能日の前日時点で年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000円
7	特別障がい者控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア: 心神喪失の状況にある方 イ: 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 ウ: 児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された方 エ: 身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 オ: 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第三項症までの方 カ: 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 キ: 入居可能日の前日時点で年齢65歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 ク: 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000円